

平成 27 年度税制改正について

平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について税率区分の基準となる「資本金等の額」※が改正されました。(税率表については、北九州市ホームページをご覧ください。)

① **均等割** 税率区分の基準の変更(地方税法第 312 条第 6 項～第 8 項)(北九州市市税条例第 15 条第 2 項)

資本金等の額と資本金＋資本準備金との比較

資本金等の額が、資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額に満たない場合、税率区分の基準は、資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額とします。

税率区分の基準

資本金等の額 > 資本金＋資本準備金…「資本金等の額」が基準

資本金＋資本準備金 > 資本金等の額………「資本金＋資本準備金」が基準

(予定申告の経過措置)

平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する最初の事業年度に係る予定申告については、改正前の規定により算定した前事業年度の末日現在の資本金等の額を用いることとする経過措置が設けられています。

② **法人税割** 税率区分の基準となる「資本金等の額」は、均等割と同様とします。(法人の市民税の課税の臨時特例に関する条例第 3 条、第 4 条)

※資本金等の額の変更について(地方税法第 292 条第 1 項第 4 号の 5)

【改正前】

法人税法第 2 条第 16 号に規定する資本金等の額又は同条第 17 号の 2 に規定する連結個別資本金等の額



【改正後】(平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度)

法人税法第 2 条第 16 号に規定する資本金等の額又は同条第 17 号の 2 に規定する連結個別資本金等の額

ただし、無償増資(注1)、無償減資等(注2)による欠損填補を行った場合は、調整後の金額

(注1)無償増資

平成 22 年 4 月 1 日以後、利益準備金又はその他利益剰余金による無償増資を行った場合、その増資額を加算する。

(注2)無償減資等による欠損填補

・平成 13 年 4 月 1 日から平成 18 年 4 月 30 日までの間に、減資(金銭その他の資産を交付したものを除く)による欠損の填補を行った場合及び資本準備金の減少による資本の欠損の填補を行った場合、欠損の填補に充てた金額を控除する。

・平成 18 年 5 月 1 日以後に、剰余金による損失の填補を行った場合、損失の填補に充てた金額を控除する。この場合の控除額は、資本金の額又は資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金として計上してから一年以内に損失の填補に充てた金額に限る

社会保障・税番号制度(マイナンバー)の導入に伴う変更について

平成 28 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度について、社会保障・税番号制度（マイナンバー）の導入に伴って、法人等に「法人番号」が付されました。

それに伴い、市に提出する書類（法人市民税申告用紙、納付書等）の「法人番号」「管理番号」については以下ようになります。

法人番号	社会保障・税番号制度（マイナンバー）・・・13 桁
管理番号	従前の「法人番号」・・・6 桁以下

なお、納付書については下図をご参照ください。

市町村コード		4 0 1 0 0 5		福岡県		北九州市		法人市民税	
口座番号		01700-7-960141		加入者		北九州市会計管理者		領収証書 (公)	
住所(所在地)、氏名(名称)									
様									
様分									
業務区	年度	種別	申告区分	修正回数	収入【管理】番号	CD	修正		
17	0						0		
月別、事業年度、算定期間、保有年度又は建築年月日 申告区分									
平成	年	月	日	年	月	日			
法人税割額									
百十 千百十 万千百十 円									

「管理番号」を記入してください。
(6 桁以下)